

新型コロナウイルス感染症 関連融資制度

実施主体	対象者	限度額	資金使途	貸付期間 (据置期間)	利率	保証料	保証人	備考
国 日本政策金融公庫	新型コロナウイルス感染症特別貸付	①中小企業事業 6億円 (別枠) ※中小企業向け	運転及び設備資金	20年以内(5年以内)	①中小企業事業 基準金利 1.07~1.80% ※4億円を限度として3年目までは▲0.9%	なし	要相談	
	マル経融資(小規模事業者経営改善資金) 新型コロナウイルス感染症関連	②国民生活事業 8千万円 (別枠) ※個人企業や小規模企業向け	運転及び設備資金	20年以内(5年以内)	②国民生活事業 基準金利 1.12~2.15% ※8千万円を限度として3年目までは▲0.9%	なし	不要	<相談窓口> ■日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	1千万円(別枠)	運転及び設備資金	20年以内(5年以内)	1.12% ※1千万円を限度として3年目までは▲0.9%	なし	不要	■秋田支店 中小企業事業 018-832-5511 国民生活事業 0570-005597 ■湯沢商工会議所 73-6111 ■ゆざわ小町商工会 42-2163
	生活衛生改善貸付 (生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付) 新型コロナウイルス感染症関連	8千万円(別枠)	運転及び設備資金	20年以内(5年以内)	基準金利 1.12~2.15% ※6千万円を限度として3年目までは▲0.9%	なし	要相談	
	生活衛生改善貸付 (生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付) 新型コロナウイルス感染症関連	1千万円(別枠)	運転及び設備資金	20年以内(5年以内)	1.12% ※1千万円を限度として3年目までは▲0.9%	なし	不要	
新型コロナウイルス感染症にかかる 衛生環境激変対策特別貸付	1千万円(別枠) 旅館業は3千万円(別枠)	運転資金	15年以内 (3年以内)	1.97~3.00% ※振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の方について… ▲0.9%	なし	要相談		
県 秋田県信用保証協会の保証付き融資	経営安定資金 (新型コロナウイルス感染症対策枠) ※令和2年3月9日~	8千万円(別枠)	運転及び設備資金	10年以内 (2年以内)	1.35%(通常) ※セーフティネット保証 4号該当者は1.15% ※セーフティネット保証 5号該当者は1.35%	1.40%以下 ※セーフティネット保証 4号該当者 0.68% ※セーフティネット保証 5号該当者 0.56% ※市が全額負担	取扱い金融機関の定めによる	<申込> ■秋田銀行 ■北都銀行 ■羽後信用金庫 ほか、金融機関県内所在 本・支店 ■県信用保証協会
	経営安定資金 (ウィズ・アフターコロナ枠) ※令和3年8月2日~	1億円(別枠)	運転及び設備資金	10年以内 (5年以内)	1.55%	対象①②は0.20% 対象③は1.15%以下	取扱い金融機関の定めによる	<問合せ> ■県産業政策課 018-860-2215 ■県信用保証協会 018-863-9011
市	一般事業資金	2千万円	運転及び設備資金	10年以内 (2年以内)	1.75%	~1.90% ※市が全額負担	法人は代表者 個人は不要	<申込> ■市内金融機関各支店
	小口事業資金	2千万円	運転及び設備資金	10年以内 (2年以内)	1.55%	~2.20% ※市が全額負担	法人は代表者 個人は不要	<問合せ> ■市商工課 55-8186 ■湯沢商工会議所 73-6111 ■ゆざわ小町商工会 42-2163